

秋田市工事請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、市および上下水道局が公募型指名競争入札、要件付一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）又は随意契約（秋田市財務規則（平成9年規則第37号）第120条の規定に基づく随意契約を除く。）を行うにあたり、工事請負業者を選定するに必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会および部会)

第2条 前条の目的を達成するため秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）および秋田市工事請負業者選定審議部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会および部会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員会

委員長 総務部を所掌する副市長

副委員長 他の副市長

委員 総務部長、企画政策部長、財政部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長および上下水道局理事

(2) 部会

部会長 総務部長

副部会長 総務部次長

部員 総務部長が指名した者

2 委員会および部会に幹事若干名を置き、それぞれ委員長ならびに部会長（以下「長」という。）が命ずる。

(審議額)

第4条 委員会は、実施設計額3,000万円以上の工事および特に重要な工事について審議する。

2 部会は、実施設計額が3,000万円未満の工事および部会において審議

することが必要と認められる工事について審議する。ただし、いずれの場合も上下水道局の工事は除く。

(招集)

第5条 委員会および部会の会議は、必要に応じてその都度、長が招集する。

2 委員会は、委員長又は副委員長を含む3名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会は、部会長又は副部会長を含む3名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議)

第6条 長は、会議を総理する。

2 長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、委員会にあっては副委員長が、部会にあっては副部会長が職務を代理する。

(選定基準)

第7条 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事を入札に付する場合は、当該工事の実施設計額に対応する別表第1の等級に格付けされた者のうちから選定するものとする。ただし、実施設計額が5,000万円以上の土木工事および建築工事を入札に付する場合は、別表第1のほか別表第2に掲げる者のうちから選定するものとする。

2 入札に付する工事の選定業者数は、当該工事の実施設計額に応じ、別表第3に掲げるところによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入札に付する工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による等級に格付けされた者以外の者のうちから選定することができる。

(1) 第1項の規定による等級に格付けされた者の数がきわめて少数となる工事

(2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事

(3) 特別な技術を要する工事

(4) 大規模な工事

(5) 工事成績が優良な業者を対象とする工事

(6) 当該工事の種類、内容、市内に主たる営業所を有する建設業者の施工能力等を勘案し、第1項の規定により難いと認められる工事

4 入札に参加する者を選定しようとするときは、次のイからニまでに掲げる事項に留意し、選定が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

イ 工事事務等の状況

ロ 信用度

ハ 秋田市発注の工事の成績

ニ 当該工事施工についての技術的適正

(非選定者への理由説明)

第8条 市の入札参加資格者より、選定されない理由について書面により説明を求められた場合は、委員会又は部会の決裁を得て、書面により回答するものとする。

(その他)

第9条 その他の会議の審議に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和50年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日市長決裁）

この要領は、平成24年9月1日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定および別表第3の次に1表を加える改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

工種 ランク	土木工事	建築工事	電気・管工事	舗装工事	造園工事
A	2,500万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上
B	1,000万円以上 2,500万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満
C1	1,000万円未満	1,000万円未満			
C2					

別表第 2

実 施 設 計 額	土木工事および建築工事
5,000万円以上 1 億円未満	・ 1 級技術者が 3 人以上
1 億円以上	・ 1 級技術者が 3 人以上 ・ 総合点数850点以上 ・ 特定建設業の許可

別表第 3

実 施 設 計 額	選定社数
5,000万円以上	10社以上
2,000万円以上 5,000万円未満	8 社以上
700万円以上 2,000万円未満	7 社以上
700万円未満	5 社以上